

事務事業評価票

番号	枝番号	事務事業名	部名	課名	所属長名	
06	00	重度心身障害者訪問看護ステーション利用料助成事業	福祉生活部	福祉総務課	高瀬和泰	
基本事項	基本政策	01	ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち	財務科目	01	一般会計
	政策	06	地域でともに暮らす障害者福祉の充実		03	民生費
	施策	01	住み慣れた地域での自立生活の支援		01	社会福祉費
					02	障害者福祉費
<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 単年度		事業開始年度	平成10年度	完了予定年度	未定年度	<input checked="" type="checkbox"/> 経常 <input type="checkbox"/> 臨時

事業の対象(誰に対して・何に対して) 身障1、2級、知的A判定及び精神1級の重度障害者で、通院が困難なため西脇市保健福祉公社が実施する訪問看護事業の利用した者	事業の目的(どういう状態にしたいのか) 西脇市保健福祉公社等の介護保険系の事業所が実施する訪問看護事業を利用した重度心身障害者(児)に対してその利用料の一部を助成することにより、他の医療機関で受診した場合の福祉医療費と同等程度の利用料負担とし、本人や家族の負担軽減と適切な医療機会を確保する。
事業の内容(目的達成のための手段・方法)	
西脇市保健福祉公社等の介護保険系の事業所が実施する訪問看護事業を利用した者に対し、健康保険法の自己負担率に応じた助成額を定め、申請に基づき月4回の利用分まで助成する。	
事務事業の概要 補助・単独: <input type="checkbox"/> 国・県の補助金有り <input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 義務実施事業 根拠法令要綱等 <input type="checkbox"/> 努力義務実施事業 根拠法令要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> 任意実施事業 根拠条例等 西脇市重度心身障害者(児)訪問看護ステーション利用料助成事業実施規程 <input type="checkbox"/> 市単費上乗せ(またはの場合) 根拠条例等	
正規職員が関与すべき法的義務性 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (該当業務:) 法令名・根拠条文:	
実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・負担金 <input type="checkbox"/> その他() 委託の場合: <input type="checkbox"/> 入札 <input type="checkbox"/> 随意契約(契約先:)	

総合計画・行動計画 施策シート

優先度

A B C

	平成20年度(参考)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	以降
展開方針 (年度別の事業内容)					
総事業費	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成21年度の実施内容・成果		平成21年度の実施内容・計画どおり実施できなかった理由			
<input type="checkbox"/> 計画どおり進んでいる。 <input type="checkbox"/> おおむね計画どおり進んでいる。 <input type="checkbox"/> 着手しているが、計画よりも遅れている <input type="checkbox"/> 計画どおり着手していない。 <input type="checkbox"/> 完了・達成(計画事業の終了)					
確認項目			市長指示事項等		
<input type="checkbox"/> 総合計画対象事業 <input type="checkbox"/> 市長公約・懸案事項 <input type="checkbox"/> 議会確認事項					
企画政策課意見			行動計画掲載 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C		

		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業データ	事業費(予算額または見込額) (A')	千円	533	533	400	411	411
	特定財源		0	0	0	0	0
	一般財源		533	533	400	411	411
	事業費(決算額) (A)		323	286	315		
	特定財源		0	0	0		
	一般財源		323	286	315		
一般職員所要人員 (B)	人	0.03	0.03	0.03			
一般人件費[平均給与×(B)] (C)	千円	238	238	238			
総コスト[(A)+(C)] (D)	千円	561	524	553			
受益者負担額 (E)	千円						
受益者負担率[(E)/(D)] (F)	%	0.0%	0.0%	0.0%			

【1次評価】

評価実施:平成21年度

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
活動指標	名称	目標値				
	説明	実績値				
(目標)	名称	単価				
	説明	達成度				
成果指標	名称	目標値				
	説明	実績値	4人	3人	3人	
(目標)	名称	単価				
	説明	達成度				
評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	1	実施主体の妥当性	5
	直接のサービスの相手方	2	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	1
総合評価	評価結果	判断理由	市保健福祉公社等の介護保険系の事業所が実施する訪問看護サービス利用者については、福祉医療費の支給対象となっておらず、他の医療機関から同じサービスを受けるものとの公平性を保つために、本制度は必要である。			
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	改善策				

【2次評価】

評価実施:平成21年度

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	2	事業の必要性	1	実施主体の妥当性	4
	直接のサービスの相手方	2	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	1
総合評価	評価結果	判断理由	福祉医療費の助成は、疾病又は負傷に関して治療行為が行われたときの療養給付等が対象となっており、西脇市保健福祉公社等の介護保険系の事業所が実施する訪問看護サービスはその対象外となっている。同じ訪問看護を利用しても、福祉医療費の助成がある者とならない者が出てくるという制度上の不公平性をなくすため、本制度が実施されている。現在の利用は3人と少ないが、保健福祉公社の看護師との人間関係や居宅介護サービスを同公社から同時に受けている者がいることなどから、他の訪問看護ステーションへの移行は難しい状況である。市内では同種のサービスを実施している医療機関がある。			
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	改善策	利用者にすれば現在利用している保健福祉公社の看護師との人間関係等により、他の訪問看護ステーションへの移行は難しい面もあるため当面は継続とし、他のステーションと利用可能状況等の情報交換が行える場を定期的につくるなどして連携を深め、事業廃止に向けた検討をする必要がある。			

【3次評価】

総合評価	評価結果	判断理由				
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	改善策				